# NPO法人日本障害者協議会・障害者政策に関する公開質問状への回答(2021年秋〈衆院選〉)

◇政党の並びは左から現在の衆院勢力順です。

## Q1-1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

昨年来の新型コロナウイルスのパンデミックで、現在、新規感染者が急増しています。障害のある人には基礎疾患をもつ人も多く、不安な毎日を余儀なくされています。この状況について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
①政府の対策は十分である。
②恋染者が増え、政府の対策には多少問題がある。。
③高楽者が後子後手で感染者が増大してしまい、政府の責任は大きい。
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	③政策が後手後手で感染者が増大して しまい、政府の責任は大きい。	<ul><li>●その他</li></ul>	③政策が後手後手で感染者が増大して しまい、政府の責任は大きい。	●その他	③政策が後手後手で感染者が増大 してしまい、政府の責任は大きい。	③政策が後手後手で感染者が増大 してしまい、政府の責任は大きい。	③政策が後手後手で感染者が増大して しまい、政府の責任は大きい。
規感染者が急増しています。コロナ対策 については、様々な方々のご意見を伺 いながら、その都度、政府に対策を求め てきており、病床の確保をはじめ、必要 な対策に全力で取り組んでいます。ご指 摘のように、障害のある人には基礎疾	済と感染対策の両立」では、これまでの間、感染抑制と感染拡大の波が何度 となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深 刻な影響を与えています。感染防止対 策と医療支援、そして生活者"事業者支援を集中的に展開し、感染拡大の波を 十分に収束させ、その状態を継続させる。	ルタ株への置き換わりが進み、感染者数はこれまでにない規模で全 国的に増加しています。重症者数も過去最大規模となり、死亡者数も 増加傾向が見え始め、全国各地で災害レベルの状況にあると認識し ています。このままでは教える的が教えない危機的な状況が危惧さん あため、接触の機会を更に削減するとともに、医療体制の強化や保健 所業務の支援強化などが必要であると考えます。	クチン接種をセットでおこなうこと、補償 と生活支援を手厚くすることが必要で	チン接種100万回/日体制までもって いったこと等は評価。 反面リスク・コミュ		政府が優先すべきは感染予防対 策、医療体制の強化ですが、「Go 下のキャンペーン」に巨額の予算を注 ぎ込み感染を拡大させました。「緊令 事態宣言」も常にタイミングが遅くの 途半端で効果を低減させています。 オリンビックハでリンピックの強行で 生命を危険に晒しています。	藤書者の中には重症化リスクのある方もいらっしています。 医参して入廃した場合、機れている介助・コミュニケーション支援者が感染防止を実の為付添いできななり、藤養理者が帰るでは、人民できまるできない。 できまるでは、大阪できまるでは、大阪できまるでは、大阪できず、自てから、大阪できず、自てから、大阪できず、自てから、大阪できず、自てから、大阪できず、自てから、大阪です。 またか助者・支援者が感染源にならないように、障害当事者だけでなく、障害者が利用する事業所、施股の職員にも医療従事有関係、優先的・ワクチン接種、POR検査が必要であると、れいりが罰避組な関係に要領してきました。しかし、日本の体制整備が遅れ、残るながに障害者の入所施設、デイザース残るながに障害者の入所発生し、ま亡くなりいなる利用者さんが発生してします。

# Q1-2. 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について

新型コロナウイルスに感染した人で後遺症に苦しんでいる人が少なくありません。アメリカの国立研究所では、難病の筋痛性脳脊髄炎との関連について、昨年から研究が行われています。後遺症対策について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。
②当面は感染対策に力を入れ、収束後に後遺症対策を検討する。
③後遺症は時期が終てば必あるで、今のままでよい。
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	①予算を大幅に増やし、国として積極的 に後遺症対策について取り組む。	り ①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。	①予算を大幅に増やし、国として積極的 に後遺症対策について取り組む。	●その他	①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。	極的に後遺症対策について取り組む。	①予算を大幅に増やし、国として積極的 に後遺症対策について取り組む。
新型コロナウイルス感染症の後遺症で苦し 水でいる多くの声を耳にはまき、後遺症につ いては、未だ明らかになっていない点も多 く、速やかにその実態を明らかにしていくこと が重要と考えており、様々な研究を進めて いきます。	する研究調査を継続するとともに、ME/ CFS(筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群) との因果関係の解明に不可欠な神経免疫	力を入れるよう政府に求め、「スピード感を持って対応していきたい」との答弁	後遺症に苦しむ人が多数いることです。特に、コ	設置を全国に広げるなど、 医療機関と連携		炎、慢性疲労症候群が発症する可能性が あり、診断、治療等、対策を早急に整備す る必要があります。新興ウイルス感染症が	新型コロナは海外ではlong-Covidと言われ、大 な関心を集めています。全対はまだ全代解明 されていませんが、我が国も大幅に研究予算を 増やして対応する必要があります。健常者だけ ではなく、障害者に対する後遺症の影響を解明 し、治療方法を確立するべきです。

# Q2. 防災ならびに災害対策について

東日本大震災(2011年)の被害は甚大かつ深刻で、被災された方にとっての復興は未だの現状です。その後、各地で自然災害が頻発しており、障害のある人にとっての安心・安全のための施策は不十分です。生命に直結する防災ならびに災害対策について貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(いくつでも)
①避難所の環境は障害のある人にとって利用しづらい現状であるが、災害時は仕方ないので我慢してもらいたい。
②災害時、障害のある人は、多様な障害に記慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。
③災害時に備えて、障害のある人と一緒の避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒の避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。 ②災害時、障害のある人が福祉避難所に避難できるようにすることは重要である。指定福祉避難所の受入対象者について、・平素から対策が必ず、当該福祉避難所の体制などの実情等、を踏まえ、受入対象方の体制などの実情等、を踏まえ、受入対象者として特定。	②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒の避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。 災害対策基本法の改正を踏まえ、災害で誰も取り残すことがないよう。高齢者	②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に 避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒の避難訓練を防災の専門家 を交えて地域ごとに実施されるべきである。 災害時に自力での移動が難しい障がい者など「避難行動要支援者」 の個別避難計画の策定を全国で着実に進め、福祉施設の避難確保 計画の策定も含め平時と災害時を繋ぐ地域の防災福祉の新たな仕組	②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒の避難訓練を防災の専門家を交えて地域とに実施されるべきである。 低祉避難所の指定を拡充していくとともに、実際に災害が起きたときに機能する。	②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒の避難訓練を防災の専門家を交えて地域ことに実施されるべきである。 危機管理の想定と対応には事前準備と	②災害時、障害のある人は、多様な 障害に配慮された福祉避難所に避 難できるよう整備されるべきである。	②災害時、障害のある人は、多様な 障害に配慮された福祉避難所に避 難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と 一緒の避難訓練を防災の専門家を 交えで地域ごどに実施されるべきで ある。 災害時の死亡、被害を受ける度合い えて災害の調査を受ける度合い えて災害の調査を検証・蓄積し、防 災・災害対策を策定するこ。その際、 災・災害対策を策定するこ。その際、 関・当事者・家族などが参加するこ た、柔軟性と迅速性をもつ当事者・市 民団体を重視し、平時から連携を築 いておくことが重要です。	②災害時、障害のある人は、多様な障害に配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒の逃難訓練を防災の専門家を交えて地域でと、実施されるべきである。 ●その他 ②の福祉避難所の整備上共に、北いか新選組は、一次避難所として指定されている学校や立施診のパリアリー化・耐震化を促進し2000年12月28日付「学校パリアリー化・耐震化を促進し2000年12月28日付「学校パリアリー化・耐震化を促進し2000年12月28日付「学校パリアリートの促進通知」が文料者から出ていまず、推もが排除されずに受け入れる場合で、大変な襲害のある子も共に学ぶインクルーンプ級背が実践されている学校では、平時から様々な稼瘍者のある子も共に学ぶインクルーンプ級背が実践されている学校では、平時から様々な稼瘍をの勢の旅、至場を持ちており、地域の機会となります。《具体例、無本地震災の際、温水製化を持ちが通って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが通って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが過って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが過って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが過って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが過って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが過って医療的ケアの必要なお子さんが、自らが過って医療的ケアの必要なお子もので、自然を表している学校との関策との表と手を表している学校との関策との表と手を表している学校との関策との表と手を表している学校との関策との関策を表している学校との関策を表している学校とのの表と表している学校との表している学校との表している学校との表しているのでは、またいましているが表している。また、東には、またいました。また、またいまたが表している。また、またいまたが表している。またいまたが表している。またいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいますないまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたいまたが表している。またいまたが表である。またいまたいまたいまたいまたが表にある。またいまたいまたいまたいまたが表していまたいまたがまたいまたいまたいまたいまたが表していまたいまたが表しまれたいまたがまたいまたがまたがまたいまたがまたいまたがまたいまたがまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいまたいま

#### Q3-1 旧優生保護法被害者に対する補償について

旧優生保護法下での強制不妊手術など障害のある人に対する重大な人権侵害が明らかになり、8地裁で提訴されています。一時金支給法が施行されましたが、被害者25,000人(厚労省発表)のうち、支給認定されたのは僅か931人(7月末)です。この問題について貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(1つ)

□当面は一時金支給法による支給を行るでしく。
 ②国として被害者に謝罪をし、その上でその意とめる形で相応の補償額とすべきである。
 ●その他、又は上配のお答えの理由について簡単にお教えぐさい。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	① 当面は一時金支給法による支給を行なっていく。	① 当面は一時金支給法による支給を行なっていく。	② 国として被害者に謝罪をし、その上で その意を込める形で相応の補償額とす べきである。	① 当面は一時金支給法による支給を行なっていく。	① 当面は一時金支給法による支給 を行なっていく。	上でその意を込める形で相応の補	② 国として被害者に謝罪をし、その上で その意を込める形で相応の補償額とす べきである。
ができるよう、様々な機会を捉えて積極的に周	書者に対する一時金支給法の施行を受 まけ、地方自治体と連携し、対象者への周 知に取り組むべきと考えます。	旧優生保護法に基づく不好手術の強制は重大な人権侵害であり、被害者の高齢化が進んでいることから早期の救済が必要と判断し、目慢生保護法に基づき不妊手術を強制された方々に一時金を支給する議員立法の制定を実現しました。この一時金は、まだ多くの方々に可申請いただいていない状況にあるため、より多くの方々に受給していただけるように、一時金支給法等について丁寧に周知していく必要があると考えます。	の謝罪を、一時金支給法にも明記する よう改正すべきであり、その意を込める 相応の補償額に引き上げるべきです。 また、被害者の高齢化がすすんでいる		生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を 受けてきたことに対して、真摯に反 省し、心から深くおわびするととも に、国が旧優生保護法に基づく優生	を売しています。旧法によって、存在 を否定され差別され続けてきた被害 者が、自ら情報を得て申請する障壁 は多く非常に高い。旧法に関して、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一時金支給法の前文では、国が主体となっての反省と被害者への謝罪の表明が不明確です。国としての被害者への謝罪表明が、人権回復の第一歩と考えます。また、申請主義では被害当事者にとってハードルが高いため、ブライバシーに配慮した形で、国の測査で被害が認定された方全員に支給される方法を早急に考えていただきたいと思います。

# Q3-2「除斥期間」について

これまで6地裁で判決が出されました(8月3日現在)。それらの共通点は、旧優生保護法は達憲としながら、不法な行為であってもその行為の日から20年を過ぎると訴訟の権利を失うという「除斥期間」の壁はどうにもならないことを理由に原告の請求を棄却しています。国家による大規模な犯罪的行為に対し、到底納得できません。この問題について貴党のお考えを以下の選択肢に〇を つけてお答えください。(1つ) ①「除斥期間」は法律で定められていることであり、仕方がない。

② 優生保護法被害者の実態から、「除斥期間」の起算点を考慮すべきである。 ③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<ul><li>●その他</li></ul>	② 優生保護法被害者の実態から、「除 斥期間」の起算点を考慮すべきである。	<ul><li>●その他</li></ul>	③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を 考慮すべきではない。	①「除斥期間」は法律で定められている ことであり、仕方がない。	② 優生保護法被害者の実態から、 「除斥期間」の起算点を考慮すべき である。	③ 判決を出すにあたって「除斥期間」を考慮すべきではない。	考慮すべきではない。
	がある中で、手術の違法性を認識し、訴	ち早く、より広く支援するために、旧優生保護法に基づき不妊手術の 強制された方々に一時金を支給する議員立法の制定を実現しました。 一方で、旧優生保護法に関する訴訟は現在も訴訟が係属中であると	ます。国が推進した施策の被害なのにも	無視するわけにはいかない。その上で 一時金支給法附則第2条には請求の期 限の検討があり、期限の検討時に除斥 期間の件も合わせて検討することは考		原告は、自分に強制された不妊手法 法律を根拠としたものであり、行政 等が推進していたという事実を知る 機会が全くなかった。旧法の差別 世・特性、また1996年改正において は実質的な国会審議はなく、知る機 会を奪われていたとも言えます。「所 斥期間」の適用は不当です。	《国は、優生保護法を母体保護法に改正した際 ・優生手術の適畫性・一部性についてなにも 周知しておらず「優生手術に対する謝罪を求 める会」が1997年からの国に謝罪と補償を求め できたにもかかわらず、一切客えてきていません 受けさせられた被害者は、総事自体を知る機会 を奉われ、仙台の飯塚淳子そとが仮名のように 長い間被客を訴えても無視されてきました。 長い間は常を訴えても無視されてきました。 「所聞」は排除すべきと考えます。

## Q4 障害者差別解消法の見直しについて

障害を理由とする差別の解消を推進する法律(障害者差別解消法)が改正されました。差別の定義化など、積み残し課題については基本方針に委ねられ、障害者改策委員会の動向を注視してまいります。障害者差別解消法の今後の見直しについて貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(1つ) ① 一定期間の後、早い投稿で再度支直しを行う、その際、実効性を図るため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形で実現していく必要がある。 ② 障害者差別解消法の問題再度方面に

③ 障害者差別解消法の再度の見直しについては、時間をかけて慎重に議論していく。 ④ 障害者差別解消法の再度の見直しは必要ない。 ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	① 一定期間の後、早い段階で再度見直 しを行う。その際、実効性を図るため、 差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解 決の確固たる仕組みの構築など、残さ れた課題を法改正の形で実現していく 必要がある。	<b>●</b> その他	しを行う。その際、実効性を図るため、	差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解 決の確固たる仕組みの構築など、残さ	見直しを行う。その際、実効性を図る ため、差別の定義を盛り込み、裁判 外紛争解決の確固たる仕組みの構 築など、残された課題を法改正の形	見直しを行う。その際、実効性を図る ため、差別の定義を盛り込み、裁判 外紛争解決の確固たる仕組みの構 築など、残された課題を法改正の形	差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解 決の確固たる仕組みの構築など、残さ
いないことから検討規定は設けられていませんが、内閣府に設置されている障害者政策委員会は、除事者基本計画の実施建設を整備する	となく、自立した生活が送れるよう、障がいのある人もない人もともに生きる共生社会を実現するため、改正障害者差別解消法の付帯決議を踏まえるとともに、裁判外紛争解決の仕組みの検討など、同法の実効性ある運用を目指します。	障がいのある女性や性的少数者等への複合的な差別の解消、障が	法改正は民間事業者の合理的配慮の 義務化が盛り込まれましたが、まったく 不十分なものです。障害者権利条約に もとついて、あらゆる差別をなくすため に、早い時期に見直しをおこなうべきで す。			い、合理的配慮の不提供を差別として示していますが、差別の定義が示されていません。間接差別、ハラスメ	れいか新選組は、5月の障害者差別解 消法改正に際して、差別の定義に「間接 差別」「交差差別(複合差別)」を加えるこ と、フンストップの独立した紛争解決機 関の設置を附帯決議に盛り込むよう働 きかけております。

## Q5 障害者虐待防止法改正について

障害者虐待防止法(2012年施行)では、虐待を発見した場合の自治体などへの通報義務の対象から病院、学校などが外されており、それらも対象に組み込んだ見直しが課題となっています。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)
① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も造動義務の対象に含めるべきである。
② 通報義務の対象に学校、保育所等、医療機関、官公署等を含めるのは時期尚早である。
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所 等、医療機関、官公署等も通報義務の 対象に含めるべきである。	<ul><li>●その他</li></ul>	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。	育所等、医療機関、官公署等も通報	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報 義務の対象に含めるべきである。	①法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の対象に含めるべきである。
厚生労働省の調査研究では、これらの施設に おいて障害者への虐待のみが通報対象と と、障害者以外の方への対応と不整合が生ず 合等の理由から、当該施設の管理者等に計 る研修の実施等の虐待防止措置の実効性の研 保に取り組むこととされていると承知してお 、れらの点を十分踏まえた対応が必要と考えま す。	によるチェック体制を整備することなど、 障害者虐待防止法を改正し、病院や学 校等での虐待防止を進めるべきと考え ます。	障害者虐待防止法の終計規定に基づき、「学校、保育所等、医機機関、官公署等における障害社対する虐待の防止等の体制の在り方数に跨書者の安全の確認又は安全の確保主義的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化でめ他の障害者虐待の助し、課害者虐待を受け上障害者の保養及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度」について、「児童虐待、高齢者虐待、配得者からの最力等の防止等に関する法制度全能の見直しの状況」や「この法律の施行状況等」を踏まえ、適切な見直しを検討すべきと考えます。	正」をおこなうべきです。			ん。特に精神科病院は社会から隔離されて いることが多く、暴力等の虐待が起こりやす い場所です。学校、保育所等、医療機関、 官公署等を通報義務の対象とすることで、 虐待の発生防止、禁止の効果が得られと	障害がある幼児・子どもは、障害のない幼児・ 子ども以上に無待されやすく。また被害を訴え づらい、訴えても(知的障害等で)億用してもらえ ないという事性があります。学校・保育所に通報 高務は絶対に必要と考えます。また、医様機 間、とわわけ精神病院での虐待は看過できない 状況であり、通報義務の対象にすべきと考えま す。

# Q6-1 障害者の労働政策について(検討の方法、あり方について)

厚労省の障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会が6月に報告書を取りまとめ、今後は、そこで整理された課題を福祉部局と労働部局がそれぞれ持ち帰り検討することになっています。両部局が同じテーブルで検討する枠組をせっかく作ったのに、具体的な検討はそれぞれ持ち帰るのでは、従来の枠を超えないことが危惧されます。この問題に対する貴党のお考えを以下の ほう用い所に有用が特性地原来の連携が近に同身する後的五かの方に取る音で取りまとめ、っとは、てことを埋された味道で特性の向この面向向かてれてれたったがかく 選択肢にしをつけてお答えださい。(1つ) ① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせた新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。 ② 今回の報告書については、法改正まで両部局合同で移動部局をある。 ③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれの部局が持ち帰るのがよい。

④ 福祉部局と労働部局の分担は従来通りのままでよい。●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれの部局が持ち帰るのがよい。	② 今回の報告書については、法改正ま で両部局合同で検討する必要がある。	●その他	① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせた新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。	② 今回の報告書については、法改正ま で両部局合同で検討する必要がある。	③ 課題の整理は両部局合同で行い、それを踏まえた法改正についてはそれぞれの部局が持ち帰るのがよい。	ては、現在の福祉部局と労働部局を あわせた新たな部局を設置し、切れ 目のない総合的な施策を講じる体制 を整備する必要がある。	① 障害のある人の就労支援に関しては、現在の福祉部局と労働部局をあわせた新たな部局を設置し、切れ目のない総合的な施策を講じる体制を整備する必要がある。
えた法改正についてはそれぞれの部局が持ち 帰るのがよい。 それぞれの施策については、制度所管ごとに各 審議会において議論を進める必要があります	や程度、年齢、性別を問わず、難病患者も含めて、家族介護だけに頼らずに、障がいのない人とともに、安心して地域で自立した生活ができるようにするためには、切れ目のない支援が必要であり、福祉部局と労働部局が一体となって検	「解書者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」では、対応策の具体的な方向性を見出すために、雇用能をと福祉施業・七十れの関係者が会議体を構成したプレンダ等も含め、多々の方々のご協力により報告書が取りまとめられました。政府は今後、それぞれ制度所管との審議会で具体的な議論を進めることとしてますが、本検討会の成果を確実し引継ぎ、その成果を活かすことが重要です。障が、切者雇用施美子福祉施策の連携を強化し、両者の一体的な推進による効果的でれる目のない支援体制の構築に向けて、見直しの検討を加速化すべきたと考えます。	るために、福祉と労働を合わせた部局 の設置が必要です。	新たな部局設置には時間がかかる。両 部局で整理し、一旦持ち帰り各部局で 検討した上で何度も両部局で議論した 方が、時間を有効に使えてじつくり検討 できる。		進するためには、障害者雇用と福祉施策の 連携強化が必要です。行政の縦割りをなく	編祉と労働の連携を言いつつ、具体的 な検討は分かれて行うのは不合理と考 えます。ワーキングチームのような合同 部局をつくって検討すべきと考えます。

## Q6-2. 障害者の労働政策について(特別事業について)

昨年10月からの重度障害者等就労支援特別事業により、福祉部局と労働部局が連携して重度障害のある人が働く際の通勤支援や職場での介助等が進められています。しかし、対象が最重度の人に限定されていることや、福祉施策は市町村の任意施策として実施することなどから、実施する市町村は増えていません。この事業について貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお

- 四へいこと、ハン/

  「 上記特別事業を指本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が、必要に応じて重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを働く場面で利用できるようにする必要がある。
  ② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。
  ③ 上記特別事業に取り組む市町村が増えないのおら、これを終了するのがよい。
  ●その他、又は上記のお客えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党 立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
② 上記特別事業の実施を市町村に促動支援及び就業中の生活支援を結び すことで、障害のある人の働く機会を増 やす必要がある。  ① 上記特別事業を抜本的に拡充し、動支援及び就業中の生活支援を活る の障害のある人が、必要に応じて重度 訪問介護、同行援護、行動援護、居号 介護等の障害福祉サービスを働く場 で利用できるようにする必要がある。	す ② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く 機会を増やす必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通動支援及び就業中の生活支援を希望を る障害のある人が、必要に応じて重度 訪問介護、同行援護、行動援護、居宅 介護等の障害福祉サービスを働く場面 で利用できるようにする必要がある。	② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増	② 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充 し、通勤支援及び就業中の生活支 援を希望する障害のある人が、必要 に応じて重度訪問介護、同行援護、 行動援護、居宅介護等の障害福祉 サービスを働く場面で利用できるよう にする必要がある。	① 上記特別事業を抜本的に拡充し、通 動支援及び就業中の生活支援を希望す お障害のある人が、必要に応じて重度 訪問介護、同行援護、行動援護、居宅 介護等の障害福祉サービスを働く場面 で利用できるようにする必要がある。 ② 上記特別事業の実施を市町村に促 すことで、障害のある人の働く機会を増 やす必要がある。
上記特別事業の実施を市町村に促すこ 改正された障害者総合支援法の付則 とで、障害のある人の働、機会を増やす 必要がある。 取組事例の周知など、丁寧な情報発信 を行うことで市町村の取組を更に促進し ていくことが重要と考えています。 に重該問介護できない重度訪問介護サースについて、利用を可能にするため、「重度訪問介護支援拡大法案」を制定べきと考えます。	度 等における支援に対応し、重度障がい者等の就労を実現するため、 雇用施策と福祉施策が一体的に実施する取り組みであると理解して います。今後、利用実態を把握するとともに、好事例を収集し、幅広く 共有して取り組みが拡がるようにするなど、引き続きより使いやすいも のとなるよう取り組みたどが変更だと考えます。	にして、 障害者の就労を妨害していま			働く意欲や能力があっても、通動支 提や働いている間の分助がなけれ ば働くことを実現できません。雇用と 福祉施策の連携を深め、相互補完 することが必要だと考えます。	基本的には①を迫及すべきと考えます。しかし、なかなかの気に①を要収できない現実があるため、厚労省が②を考え出したのだと投えております。特別事業が広がらない場合。重度障害者への通動・就労のニーズが少ないという実績を担してようことが懸念されます。そのため②を進める中で、市町村事業では地域格差が生じること、公務員が使えないこと、本来、障害者総合こと、公務員が使えないこと、本来、障害者総合、文庫との重度が問か、提問に対して利用時間を分すであまし、強いでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般

## Q6-3. 障害者の労働政策について(障害者雇用ビジネスについて)

昨今、新たな障害者雇用ビジネスが拡大しています。こうした事業者が、働く場(農園等)と支援体制等を整備した上で大企業等に参加を呼びかけ、この農園等で働く障害のある人を大手企業等が雇用する形をとり、その企業の雇用率に算定するというものです。こうした新ビジネスについて、貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(2つまで)
① 障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社が異なる等、通常ではありえない吐組みであり、道義上問題がある。
② 参加する企業は自ら障害者雇用に直接を選を用いましたとなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。
③ 障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。
④ 問題があるとは思わない。
● その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<ul><li>●その他</li></ul>	② 参加する企業は自ら障害者雇用に 直接取り組むことなく、雇用率だけを満 たすという点で問題がある。		① 障害のある人にとっては働いている 場所と自分を雇用している会社が異な る等、通常ではありえない仕組みであ り、道義上問題がある。 ② 参加する企業は自ら障害者雇用に 直接取り組むことなく、雇用率だけを満 たすという点で問題がある。	<ol> <li>障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。</li> </ol>	③ 障害のある人が満足しているの であれば、良いと思う。	が異なる等、通常ではありえない仕 組みであり、道義上問題がある。 ② 参加する企業は自ら障害者雇用 に直接取り組むことなく、雇用率だけ	① 障害のある人にとっては働いている 場所と自分を雇用している会社が異な る等、通常ではありえない仕組みであ り、道義上問題がある。 ② 参加する企業は自ら障害者雇用に 直接取り組むことなく、雇用率だけを満 たすという点で問題がある。
ことはできませんが、事業主には、適切な雇用 管理を行っていただくとともに、障害者がその負	るため、現行の雇用率制度に基づく一般就労の あり方にさらなる検討を加え、すでに公共団体 はで導入事例のある多様な就労の場の創出や、 作 尊厳ある生活を維持できる稼働所得の確保を	障がい者雇用の促進にあたっては、適切な雇用管理のもとで、働く 方々がお互いの個性を尊重し、障がいのある方もない方もその能力を 十分に発揮して働ける環境をつくるという視点が重要だと考えます。こ うした観点から問題がある場合には、厚生労働省による助言・指導や 支援等を通じて、問題の解消に向けて取り組むべきと考えます。	法定雇用率を満たすための大企業の抜 け道をつくるもので、本来の障害者雇用 からはずれており、是正するべきです。	直展用がベストだが、「安島な雇用」数合わせ 雇用・ではいない(例・特定ともれたまま) 質問にある「みなし雇用」も膨がい者雇用の ハードルを下する一つの手段。(出向であれば 一般的な仕組み)あとは本人が満足できるか、 働きやすいか。		は非常に問題です。経営悪化を理由に一 方的な解雇を行う等の事件も起きていま す。制度の不備につけ込む民間事業者を 規制すると同時に、安易に制度を設計し民	特例子会社制度を悪用した大企業の障害 者雇用をまとめて請け負うビジネスは、違法 ではないが、インクルーンプな働き方ではない いと考えます。雇用率達成ありきの障害者 雇用促進法を抜本的に見直す必要もあると 考えます。

## Q7-1. 措置入院の退院後支援のあり方について

精神科病院の措置入院者の退院後の支援体制について、実際には警察をその中に組み込んでいる所も少なくありません。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(1つ)

- 相称性物体の指型人所は分泌施験の父友体の出し、大い、実際には当業をていれて指すないでいるがも少ないのがません。このことに、プルで見光のお考えと以下の進れ以上のとうが、におう ( ) 精神料病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れるべきではない。 ( ) 精神料病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。 ( ) 精神料病院の措置入院者の退院後支援について、警察の協力は必要である。 ( ) 精神料病院で、身体拘束や職員による虚体が後を絶たない中、障害者権利条約の考え方に基づいて、障害のある人の自由と人権を基本とする、精神保健福祉法及び関係法令の抜本改正がまず先である。 ( ) ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えがさい。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<ul><li>●その他</li></ul>	●その他	① 精神科病院の措置入院者の退院後支援について、警察を入れる べきではない。	① 精神科病院の措置入院者の退院後 支援について、警察を入れるべきではな い。	② 精神科病院の措置入院者の退院後 支援について、警察の協力は必要であ る。	① 精神科病院の措置入院者の退防 後支援について、警察を入れるべき ではない。	者権利条約の考え方に基づいて、 定障害のある人の自由と人権を基本と する、精神保健福祉法及び関係法 令の抜本改正がまず先である。	① 精神科病院の措置人院者の退院後 支援について、警察を入れるべきではない。 ③ 精神科病院で、身体拘束や職員による虐待が後を絶たない中、障害者権利 条約の考え方に基づいて、障害のある 人の自由と人権を基本とする、精神保 健福祉法及び関係法令の抜本改正がま ず先である。
援に関するガイドライン」によれば、防犯の観点からの警察の参加は認められず、例外的に支援を目的に参加を検討する場合であっても、本人が拒否した場合は、参加は不可とされていることを答する、都道府県等において慎重な対応	支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への終行を促進かくさき考えます。移行に必要な生活支援のあり方については、当事者とともに議論しながら検討します。また、患者の尊厳を守るため、精神科病院での身体拘束の削減を進めるべきと考	厚生労働省が策定した「地方が共団体による精神障害者の退除後支援に関するガイドライン」において、退除後を提に関する計画を作成する会議には、防犯回点から警察が参加することは認められず、警察は参加しない」こととしています。例外的に、例えば追除後に再び自接を全国するおそれがあると認められる場合等には、警察が支援院係者として本人の支援を目的に参加することは考えられますが、本人が警察の参加を拒否した場合は警察を参加させてはならないとしています。各地域において、ガイドラインに基づいて退除後支援を適切に実施すべきであると考えます。	組み込むことは、まるで障害者を「犯罪者」扱い し、「監視」しているようだと指摘されても仕方あ りません。丁寧な専門職によるケアで、生活の 基盤を整え、精神障害者が生きやすい社会をつ くることが大切です。			地域で生活ができるよう、医療・福祉を充実 上ます。病院から地域への移行を促進しま す。精神保健福祉法に権利施護制度を創 設するなど抜本的な改正が必要と考えま す。指着の大場です。 入れることは反対です。	退院後支援のための調整会議に警察を関 与させることは、精神障害者を危険視する優 見がベースにあり、地域生活の支援ではな く監視体制になりかねません。

## Q7-2. 精神障害者の生活の場のあり方について

- 日本は精神科病院の入院率が先進国の中で極めて高いことが特徴であり、医学モデルから社会モデルへの政策の転換が急務となっていますが、精神障害のある人が地域社会で暮らしていくにはどのような政策が必要でしょうか。貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(2つまで)

- 仕も収束 ② ヘルパー(介助)制度の充実 ③ グループホームの増設 4 ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑤ 障害者総合支援法による計画相談体制の充実 その他、又は上配のお客えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<ul><li>その他</li></ul>	① 住宅政策 ② ヘルパー(介助)制度の充実	① 住宅政策 ④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実	① 住宅政策 ② ヘルパー(介助)制度の充実	④ ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑤ 障害者総合支援法による計画相談 体制の充実	<ul><li>④ ピアサポート・ピアカウンセリング 等の充実</li></ul>	① 住宅政策 ③ グループホームの増設	④ ピアサポート・ピアカウンセリング等 の充実 ●その他
実現に向けて、上記の各施策はもとより、医療、 障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助	す。精神疾患による患者やその家族への地域 生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した 生活ができるよう、病院から地域への移行を促	「精神博介・著等が地域社会において安心して自分らしく暮らせるように、医療、障が、福祉・分儀、住まい、社会参加・弦労・地域の助け合い、教育かな話的に発した地域包括ケアシステム」の構築を推進する必要があります。そのために、令和3年度障害福祉サービス等額酬改定では、地域移行支援や居住支援、ビアサポート、精神保健医療と福祉の連携促進等について、評価を完実しました。	どをおこなう支援を受けながら、地域での暮らし を保障します。公営住宅や民間借り上げ住宅、 で、家賃補助などを拡充し、地域での当たり前の暮			パートの借り上げ等住宅の確保が必要で す。グループホームは地域生活の受け皿と	精神障害者が地域で悪らす上では、当事者に よるビアサポートをベースにした居場所の確 保、障害福祉施策(ヘルバーや年金等の所得 保障)、精神障害の特性に合わせた障害者雇 用政策など総合的な政策が必要と考えます。

# Q8. 所得保障のあり方について

障害のある人の所得保障のあり方について貴党が重要と思われるものを以下の選択肢にOをつけてお答えください。(2つまで)

- 障害のある人の所付除にいるカラーによいて見元が、当会といれたいでいてが、 無年金原書者の解消 ②障害基礎年金の増額 ③ 目的別の手当の整備 ④ 生活保護の拡充(①~③の課題が本筋であるが、当面の応急対応として)
- ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	●その他	●その他	②障害基礎年金の増額	<ul><li>●その他</li></ul>	① 無年金障害者の解消 ② 障害基礎年金の増額	② 障害基礎年金の増額 ④ 生活保護の拡充(①~③の課題 が本筋であるが、当面の応急対応と して)	① 無年金障害者の解消 ② 障害基礎年金の増額
障害のある方の所得保障については、 障害年金や特別障害者手当等の支給 や障害福祉サービスの利用者負担の軽 減に加え、2019年10月から、障害基礎 年金受給者に対する年金生活者支援総 付金の支給により強化したところであ り、総合的な対策を進めていきます。	ます。障害年金の引き上げなどを検討します。	しています。これまで公明党は、障がい者の就労を年金制度上評価する仕組みや、特別障害総付金の創設などを実現してきました。2019年10月からは、障害年金生活者支援給付金が実施されています。昨年の通常国会では、障害年金と児童扶養手当の併給罰を見直す法の正を行いました。今後とらに、一般が労の拡大や就労継続支援を含めた障がい者の就労環境の改善等を通じて、所得保障の充実と社会参加の拡大を推進していきます。	上げします。底上げのためにも、無年金障害者の解決をはかるためにも、諸外国のように一定期間居住していることが条件の最低保障年金制度の創設を求めます。 当面、国は自らの不作為や年金制度の不備を			年金制度であり、無年金の解消、生活できる年金額水準の確保は喫緊の課題です。コロナ禍が深刻を増す	障害者が働いて生計を維持できるような雇用・就労政策を進めるとともに、働いて十分な収入が得られない場合は、産金や(当面は)生活保護で暮らせるだけの所得保障をすべきと考えます。

## Q9. 基本合意と骨格提言について

- 国(厚労省)は2010年、障害者自立支援法違憲訴訟団と基本合意を交わし、それに基づいて「障がい者制度改革推進会護総合福祉部会」の骨格提言が出されました。このことについて責党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(1つ)

- 国 [伊労省]は2010年、障害者自立支援法連善訴訟団と基本合志( ① 基本合意と骨格提言は完全に実現された。 ② 基本合意と骨格提言はやや実現された。 ③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない。 ●その他、又は上配のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	② 基本合意と骨格提言はやや実現された。	② 基本合意と骨格提言はやや実現された。	ていない。	£.	② 基本合意と骨格提言はやや実現 された。		③ 基本合意と骨格提言はほとんど実現されていない。
基本合意と骨格提言は、障害のある方をはじめ、当事者の皆様の思いが込め いた貴重なものであり、これまでの制度改正等においてこれらも踏まえ必要な見直しを行っていますが、今後とも障害福祉分野における見直しについて、不断の検討を行っていきます。	と骨格提言が取りまとめられた経緯を尊重し、今後、骨格提言の理念の実現を 目指し、検討を深めていくべきだと考えます。		提言」にもとずく施策をいっぺんに実現するのは 難しいので、附則で明記して、3年後に見直すと しました。しかしその見直しも応益負担の廃止を はじめとした中身はまったく反映されず、約束が 反故にされてしまいました。基本合意は、国が		方の思いが詰まったものであり、こ	援法に改定されましたが、基本合意 文書・骨格提言の内容がきちんと反 映しているとは言えません。介護保 険優先原則の徹底・新設の自立生 活援助など、給付削減の誘導につな がりかねない内容があり問題です。	の知的・精神障害者への拡大などは段階的 に施行され。2018年に法な正が行われた が、もともと積み残された課題(常時介護を 要する障害者等に対する支援」=パーソナ

## Q10. 全世代型社会保障システムについて

- 国(厚労省)は、全世代型社会保障システムの構築を現在の政策の柱としています。その背景には財源の効率化という問題も横たわっているように思います。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢に〇をつけてお答えください。(いくつでも) ①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推進すべきである。 ② 人材や予算をしっかり確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。
- (② ○分析・ビデオとグラングで簡素化に上て、増えいーへ入へ対応してもよう、未めない組むだとす。\*\*\*ことである。
  ③ 病末制減なども含め医療と福祉が輸送されているのが実施である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶり続けている中、財政効率化政策の転換を図るべく、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。
  ④ 現在のままでよい。
   ◆で他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
①「全世代型社会保障システム」は世代 間を超えた支え合いを目的とするもの で、推進でするさある。 ② 人材や予算をしっかり確保した上で、 個々のニーズに対応できるよう、柔軟な 仕組みとするべきである。	② 人材や予算をしっかり確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。	①「全世代型社会保障システム」は世代間を超えた支え合いを目的と するもので、推進すべきである。 ② 人材や予算をしっかり確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔軟な仕組みとするべきである。	③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮 減されているのが実態である。さらに障 害者政策と介護保険の統合の議論もく すぶり続けている中、財政効率化政策 の転換を図るべ、利用者目線に立って それぞれの分野の特性を引き続き伸ば していくべきである。	●その他	①「全世代型社会保障システム」は 世代間を超えた支え合いを目的とす るもので、推進すべきである。	が縮減されているのが実態である。 さらに障害者政策と介護保険の統合 の議論もくすぶり続けている中、財 政効率化政策の転換を図るべく、利 用者目線に立ってそれぞれの分野 の特性を引き続き伸ばしていべき である。	③ 病床削減なども含め医療と福祉が縮減減れているのが実態である。さらに障害者政策と介護保険の統合の議論もすずい場合である。 利用者自線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。
の多様化といった変化の中で、年金、医療、介護、子育でといった社会保障全般にわたる改革を進めることで、現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、全ての世代が安心できる「全世代型社会保障」	社会保障と祝の一体改革 の埋念である  全世	(①2人口減少・少子高齢化が急速に進む中、2022 年から25 年にかけては団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、誰もが安心して暮らすことができる全世代型社会保障の構築は喫緊の課題です。その実現に向けて、健康寿命の延伸や重症化予防の推進、安心で質の高い医療提供体制の構象と共に、認知症の人の増加にも対応した介護サービス等の充実等により、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮さら続けることができる環境を整備します。	全世代型社会保障システムとは、すべての世代で給付を充実させるものでなく、全世代に負担増を強化する施策です。20年来続いてきている国の社会保障予算の自然増削減を中止し、それぞれの社会保障分野を強化・拡充できるようにします。障害者施策と介護保険の統合には反対です。	政府・与党の全世代型社会保障システムは仰々しい名前だが実際の仕組みは 現状維持で微修正。仕組み自体を新しい時代にあったものに改革していく必要 がある。		世代と高齢者を対立構造に置き、先 の国会で75歳以上(一定以上の所 得層)の医療費窓の負担を2倍にし、 現役世代の保険料軽減は極小とい う役世代の保険料軽減は極小とい うなである。 の財源縮小、サービス削減が主眼 で、抜本的な見直しが必要です。	財政危機を口実に長ら社会保障費の削減が 行われてきたが、この流れを転送せるべきで す。財務省が2002年に認めているように、「自国 選貨建て国債を条行する国は球球しない」ので すから、もちろん、高所得層に応分の負担を求 めることは同時に行うべきですが、赤ヶ田債を 教行して社会保険分野に当てることは何ら問題 がないと考えます。社会保険費、とりわけ医療 分野の削減を置回自治体で行うた弊番が、今回 のコロナ福において如実に現れています。俗に 言う命の選別論が定期的に満き起こるのも緊縮財政の考え方に基づいており、積極財政の転 検技必須です。

# Q11. 障害者権利条約の実施について

障害者権利条約は障害者差別解消法の制定などわが国に良い影響を生み出しましたが、この条約の要請と障害者の生活の現状とのギャップは依然大きく残されています。条約の完全な実施に向けて重要な取り組むべき以下の課題について、貴党のお考えを記述にてお教えください。 障害者権利条約は障害者差別解消法の制定などわが国に良い影響を生み出しましたが、この条約の要請と ① 国会と機利所での条約実施の取り組みを開始する。 ② 各種基幹統計で、生活実態や権利について、障害者と非障害者の比較の可能なデータを収集する。 ③ 国民一般及び障害者とかかわる職員に対して、条約その理念に関する研修・意識向上活動を強化する。 ④ 障害者放策委員会に、明確にこの条約の監視の機能を持たせる。 ⑤ 条約の実施とその監視が、都道府県・市区町村の義務であることを明確にする。 ⑥ 障害者に関わる政策・計画の策定・実施と監視への、障害者を代表する団体の参加を強める。 ⑦ その他の課題がありましたら、具体的にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
があるからで、「一般性ですることが重要と考えます。現在、政府内で能力の素とは重要と考えます。現在、政府内で能力の素と関する取組の素がしてまます。ことで、ころした動きを後押していきたいと考えます。ころした動きを後押していきたいと考えます。ころした動きを後押していきたいと考えます。ころした動きを後押していきたいと考えます。ころした助きを後押していきたいと考えます。ころした動きを使用していきたいと考えます。ころした動きを後押していきたが多い。 「一般に対しています。学とはまずさか、「一般に対しています。」では「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しては、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」を対しています。様々な時間に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています。様々な時間は、「一般に対しています」では、「一般に対していまする。」では、「一般に対しています」では、「一般に対しています」では、「一般に対していまります。」では、「一般に対していまります。」では、「一般に対していまする。」では、「一般に対していまり、「一般に対していまります。」では、「一般に対していまります。」では、「一般に対していまりまする。」では、「一般に対していまります。」では、「一般に対していまりまする。」では、「一般に対していまりまする。」では、「一般に対しまりまする。」では、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一般に対し、「一	②実施すべきと考えます。 ③実施すべきと考えます。 ④実施すべきと考えます。 ⑤実施すべきと考えます。 ⑤実施すべきと考えます。 ⑥で実施すべきと考えます。 ⑥で大きなできます。 ⑥で大きなできます。 ⑥で大きなできます。 ⑥で大きなできます。 ⑥では、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	本への心能セプーに人気に生に扱い。当時原料を当時であった。 自び廃棄したしての活動時間については、学舗院が当当度利を与明でなられている。 自び廃棄したしての活動時間については、学術院が当当度利を持ちたというにより。 無難解析においては、できる限り、即か権者がある自由なり気制が高速を利用できると利用できると利用できる。 おいましているようにより、表別をおいました。 表別を記念されている。 日本の人間は日本の人間は日本の人間に対している。 日本の人間に対している。 日本の人間に対している。 日本の人間では、東州市にはかられている。 日本の人間で、東がいの内容や程度に応じて、手話追訳ととで付き、更め事を記すよると表別を見まった。 東州市の「中央市」では、東州市のは、東州市のは、東州市のは、東州市のは、東州市のは、東州市のは、東州市の地域では、東州市の地域が、東州市のは	をまもるため」2つの機関を対象外としていますが、解音者展析では展用率の対象になって機関で差別のない対応がなされるようから機関で差別のない対応がなされるようで、まちゅうで差別のない対応がなされるようで、で表別のない対応がなされるようで、で表別のない対応がなされるようで、で表別ない対応がなされるようで、で表して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変して、変	調金が劣戦告書かまそめった、関係名 下で具体的な検討を行うことを提言し る。 3 障害者基本法第7条に国民の理解を 深める必要な施策を講じるとある。 4 障害者基本法32条で政策委員会に 条約の国内実施状況の監視機能を持た 5 険害者基本法の各項目で国及び地 方公共団体が各施策を行うよう明記されている。 (6)障害者基本法33条2項の政策委員	スなから、2014年に批准した同条 約を誠実に履行するため、条約の規 定に基づいて、住み慣れた地域で、 誰もが居場所と出番がある社会を実 現します。	②賛成です。 ③賛成です。 ④賛成です。 ⑤質成です。 ⑤質のです。 ⑤です。 ②では、で網羅されていると思います。	(小行政府だけでなく、立法府(国会)でも司法 (裁判所)でも、受達者と称いた思いています。差別 駅がきちんと浸透してないと思いています。差別 の環境整備、法律の中の欠格条項見直しなど、 自らの足元があり、総制でいきたいと思いでは、 できたいたのいます。と別 の環境整備、法律の中の欠格条項見直しなど、 自らの足元があり、組化でいきたいと考えます。 (世別による権合差別もありますので、可能な ら男女別の統計の収集も必要と考えます。 ③子説明の研修は、単に条約の知識の伝 達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への 達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への 達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への 達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への 達だけでなく、条約の理念や背景(障害者への 達だけなな、市民しに謂ってきた歴史の 本大成であることを考える後ときすべ、に関連 当事者参画の下、行われるべきと考えます。 ④を設する他には関ってきた歴史の 監視にあたるのに設府がら始立した第三者 当り、独立性が目後されていいないないない。 を選視するをしたいと考えています。 ⑤教成です。そのためにも、都道府県・市区町 村の差別解するとしたいと考えています。 ⑤教成です。そのためにも、都道府は、市区町 村の差別解するとしたいと考えています。 ⑤教成です。そのためにも、都道府は、市区町 村の差別解するとしたいと考えています。 ⑤教成です。そのためにも、都道府は、市区町 村の差別解するとしたいで消害者の と考えます。 ⑥教成です。そのためにも、都道府は、市区町 同様では連携し、バラレルレポート作成か。連帯 造化が必要と考えます。全国レベルでは日本障 帯フォーラムがあり、条約策立造程から出准に の理解が進んでいないのが原因だと考えています。 モーラは、によんどの健康者がこの条約の 存在すら知らないのが異なるがです。これが、まず イヤップがたられで、まにんどの健康者がこの条約の 存在すら知らないのが現代です。これのよまず にする、まのは、は、になる、まで ました、地方レベルでもので、それの、まず といる、まの、は、は、になる、これの は、まで、まの、は、は、にない、には、は、にない できれてきました。 も、は、にないのが原因だと考えている。 できれてきました。 も、といるにないのが原因だと考えている。 できれているこれのが、までするこれの は、まで、まの、は、は、は、は、にない を表して、またいのが、は、は、にないで、は、は、にない を表した。これで、は、は、にないで、にない は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
Q12-1. 障害者の政策立案決定段限	皆の参加について(障害のある当事者)						

	*						
自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	●その他	<ul><li>●その他</li></ul>		③ 障害に関わる各種審議会で審議する 際は、障害当事者から意見聴取を行う べきである。	●その他	① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。	① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参加させるべきである。
いて、各分野に共通する横断的視点の一つとして、障害者への政策決定過程への参画を促進	の当事者やその家族の政策決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら		多数参加して審議をすすめることは、当たり前 だという流れができました。あらゆる機能障害に 対応できるよう、障害当事者を過半数にして、要	20117 -2.0	を支える方々とともに議論をしながら進める	を私たち抜きで決めないで(Nothing About us without us)」の考え方を実	①「私たちに関することは私たち抜きに何も決めるないの原則造り、障害権別に傷りなど当事者が 審議会等の過半数を占めるべきと考えます。そ の大をいこも、地方で稼ぎ者の権利のために活 数できる当事者を席害種別の傷りなく増やして いくこと、エンパワメント活動が必要と考えます。

# Q12-2. 障害者の政策立案決定段階の参加について(障害のある当事者の家族)

- 前項の12-1と同様に、1つ選択してください。

  ① 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参加させるべきである。
  ② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参加させるべきである。
  ③ 障害に関わる各種審議会で審議する際は、障害者の家族から意見聴取を行うべきである。
  ④ 障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参加させるべきであるが、自治体レベルでは意見聴取を行えばよい。

  ◆ アの州、甲はトロスのかまる、可理由について範囲にお扱うだおい。
- ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
●その他	●その他	<ul><li>●その他</li></ul>	② 障害に関わる各種審議会に、障害者 の家族をおおよそ全体の3分の1以上 参加させるべきである。	●その他	●その他	② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の 1以上参加させるべきである。	●その他
おいて、各分野に共通する横断的視点の一つとして、「確かな根拠に基づく政策立案」の	の当事者やその家族の政策決定過程 への参画を実現し、ともに議論しながら 障がい者政策を進めるべきと考えます。	障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を請するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないりと定めています。同法の規定を確かなものとするべく数値目標等を含め、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。	り手厚いケアのために必要なことを具体 化するためにも、障害のある人の家族	意見聴取も行うべき。	障害者政策の推進にあたっては、当 事者のニーズにを踏まえるために、 当事者やそれを支える方々とともに 議論をしながら進める必要があるた か、障がいに関わる各種審議会に、 障がい当事者やその家族をより多く 参加させるべきです。	調節します。	実施に譲害当事者(とりわけ知か・精神障害者 の代弁者として活動してきましたが、観亡きを 心配しての施取入所や、精神料線院への医療 侵風入院・指書入院など、未人の意思とは言え ない代行決定もあります。家族の立場からの参 加は、蓄議員の数が多い国レイルでは各際者科で 後の参加とし、自治はレイルでは各際者科で らいですから、当事者参画を基本とし、家族から は恵見聴取で良いと考えます。

## Q13. 全体予算に占める障害者予算の割合と財源について

障害者に関する公的支出が国内総生産(GDP)に対する比率の国際比較で、OECD加盟国で日本は、現物給付(サービス)についてはほぼ平均であるものの、金銭給付を含む全体では依然として平均の約半分となっており、経済先進国にふさわしい障害者に関する予算を引き上げていくことが課題であると認識しています。一方、障害者予算を含めた社会保障費の増加は「財政の健全性にとって脅威」などの論調もあります。このことについて貴党のお考えを以下の選択肢にOをつけてお答えください。(1つ)
① 早急に上位い位は以内になるよう予算を引き上げていくべきである。
② 時間をかけながら上位い位は以内になるよう予算を引き上げていくべきである。

- ③ 上位10位以内にこだわらなくてよい。
   ④ 上位10位以内にこだわらず、さらに予算の重点化・効率化をめざす。
   ●その他、又は上記のお答えの理由について簡単にお教えください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
<ul><li>●その他</li></ul>		② 時間をかけながら上位10位以内になるよう予算を引き上げていく べきである。	① 早急に上位10位以内になるよう予算 を引き上げていくべきである。	④ 上位10位以内にこだわらず、さらに 予算の重点化・効率化をめざす。	●その他	① 早急に上位10位以内になるよう 予算を引き上げていくべきである。	●その他
の増加に対応して毎年着実に増加して おり、制度の持続可能性にも留意しつ つ、引き続き適切な予算の確保を図って	な価値観や生き方を認め、互いに支え合いつつ、すべての人に居場所と出番ある共生社会の実現のために必要な予管を確保! ます	サービス関係予算額は、今年度1兆7303億円となり、14年間で約52倍に増加しました。また、ハローワー等における酸かい者の放分支援や社会が支援や社会が支援や社会が立ち続いた。 対象の充実、地域で活躍できる環境整備等を推進し、働い間がい者は昨年6月時点で578万人を超え、17年連続で過去最多を更新しています。今後も 若実に予算を引き上げ、施策を推進していきます。	も、予算全体からみればわずかです。 「社会保障のため」といって行われた消費税の	ので順位へのこだわりに合理性はない	予算など、障がい者行政に係る予算 確保に努力すべきです。	「は多くありません。OECD加盟の先進諸 国と同等の割合の予算を確保すべきです。社会保障費の確保は、だれもが安 心・安全に生活するための基盤だと考えます。	

# Q14. 貴党の障害者政策の特徴について

黄党の障害者政策で、衆議院議員選挙にあたり最も訴えたいことは何でしょうか。自由にお書きください。また、冊子やホームページなどで公表されている障害者政策をお知らせください。

自由民主党	立憲民主党	公明党	日本共産党	日本維新の会	国民民主党	社会民主党	れいわ新選組
障害者基本法第1条に掲げられているとおり、「全ての国民が、障害の有無にかいわらず、等し、基本的、権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのことり、全にの国民が、障害の有無によって分せる個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが何よりも重要であると考えておりあらゆら離害者施策して、実施してまいります。	を策定中です。	共生狂会の実現のために、改正障害者差別解消法の円滑な施行に取り組むとともに、降かい者施策を見直しつつ、必要に応じ、障害者基本法、障害者虐待防止法など法制度の改正を行います。また、障がい者が希望に応じて就労や社会参加を実現できるよう、障がい見る実施を表えための医療・福祉・教育などの遺機違う援、高齢化や行親なき後、向が応を含めた地域の福祉基盤の整備、就労移行支援や対策をき後、向対応を含めた地域の福祉基盤の整備、就労移行支援や活力を持続の対策を推進します。さいに、障がい者スポーツ・芸術の振興や、ハード・ソフト両面にわたるパリアリー化を推進します。なが、今後、公明党のホームページ(https://www.komei.orjp)において、障がい者政策を含め、衆院選重点政策(マニフェスト)を掲載する予定です。	権利」にふさわしく、命が何よりも大事に される・ケアに手厚いな場合、変え事で 社会保障を"お荷物"扱いせず予算の主 人公にします。 本来、障害ゆえに必要な福祉や医療 に負担が課せられること自体がまちがっているため、低所得世帯だけでなく、す べての障害者の福祉・医療の無料化を 共産党は求めていきます。 後生思想に立ち向かい、ジェンダー平等 やリプロダクツヘルス&ライツにもとづい、 た、差別や風き待、ハラスメントのない障害者の尊厳ある生き方を保障します。 ●近日中に対した。 ・近日中に中にアップされる 「各分野の政策」の中の「障害者・障害 児」政策をご覧ください。	向けて、終付付き税額控除またはベーシックインカムを基地とした再分配の最適化、統合化を本格的に検討し、年金や生活保護等を含めた社会保障金体の改革を推進する障害のある人の所得保障にもつながる。、少多日ボウルをグラケノロシー間象や、超短時間雇用の導入等の規制緩和を通じ、身体、虹帯では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	けての政策公約については党内で取りまとめ中です。	障害者の社会参加を框准。障害者 権制条約の理念を社会の隅々まで 値能します。人間の価値を生産性で 計る健生思想を許しません。だれも が安心できるインクルーシブな(孤立させたり、排除したりしない)社会を 目指します。 「社会民主党2021年重点政策」 https://sdp.or.jp/priority-policy- 2021/	